

芝山町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

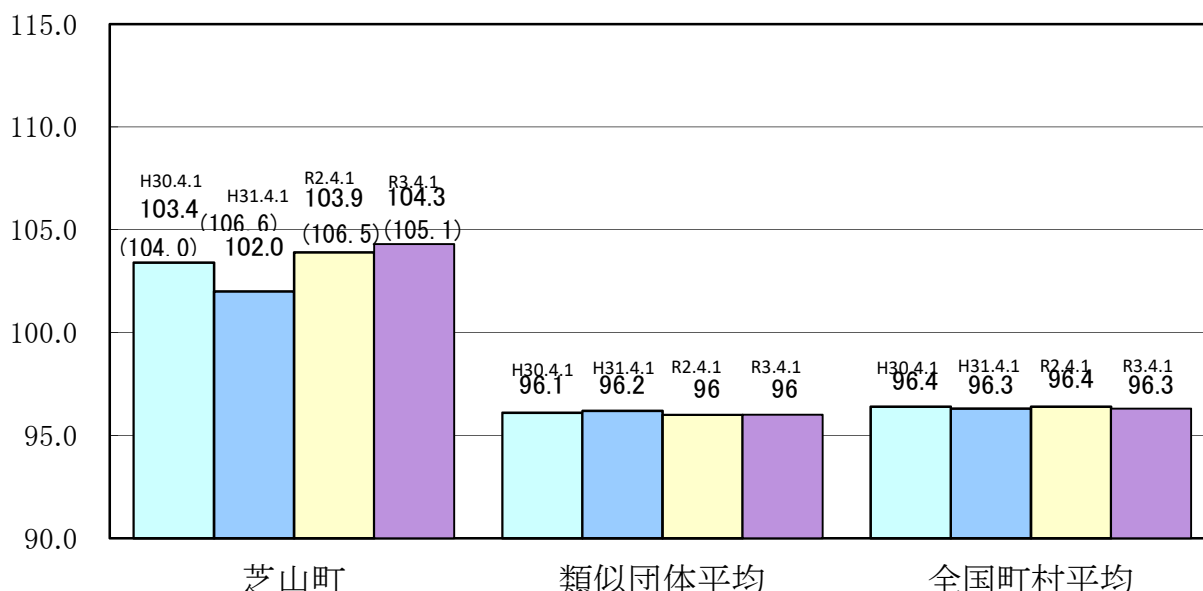
区分	住民基本台帳人口 (R3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 31年度の人件費率
R2年度	人 7,116	千円 6,708,231	千円 252,976	千円 1,133,987	% 16.9	% 19.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R2年度	人 115	千円 412,240	千円 69,336	千円 158,985	千円 640,561	千円 5,570	千円 4,258

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、R3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ R3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合については、その理由及び改善の見込み

国家公務員では、高校卒の職員が、課長職となるのは稀ですが、当町では、職務遂行能力に応じて、管理職に昇任しています。このため、高校卒、短大卒の職員のラスパイレス指数が国よりも高い水準になっていることから、ラスパイレス指数を上げる要因になっています。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
R3年度	—	—	(— %)	—	—	—

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の 支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
R3年度	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に
取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ、若年層について、1.4%引下げ。高齢層については、1.9%引下げ。激変緩和のため、3年間(30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準0%に対し、芝山町においては3%を支給。

(実施時期) 平成21年4月1日より実施。

	平成21年度 の支給割合	平成22年 度の支給 割合	(…中略…)	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割 合
国基準による支給割合	0%	0%		0%	0%	0%
芝山町の支給割合	3%	3%		3%	3%	3%

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（R3年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
芝山町	39.3 歳	305,393 円	364,035 円	364,058 円
千葉県	40.4 歳	305,251 円	4,098,890 円	357,690 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	41.0 歳	298,750 円	345,218 円	328,287 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	A/B
芝山町	56.9 歳	2 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち用務員	56.9 歳	2 人	— 円	— 円	— 円	用務員	55.6歳	211,600円	-
千葉県	53.3 歳	346 人	304,686 円	363,931 円	341,628 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	—	328,603 円	—	—	—	—
類似団体	51.2 歳	3 人	285,749 円	309,905 円	301,063 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
芝山町	—	—	—
うち用務員	— 円	2,883,400 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成30年～令和2年の3か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（R3年4月1日現在）

区分		芝山町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	188,700 円	188,700 円	総合職 186,700 円 一般職 182,200 円
	高校卒	154,900 円	154,900 円	一般職 150,600 円
技能労務職	高校卒	152,800 円	152,700 円	—
	中学卒	— 円	139,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（R3年4月1日現在）

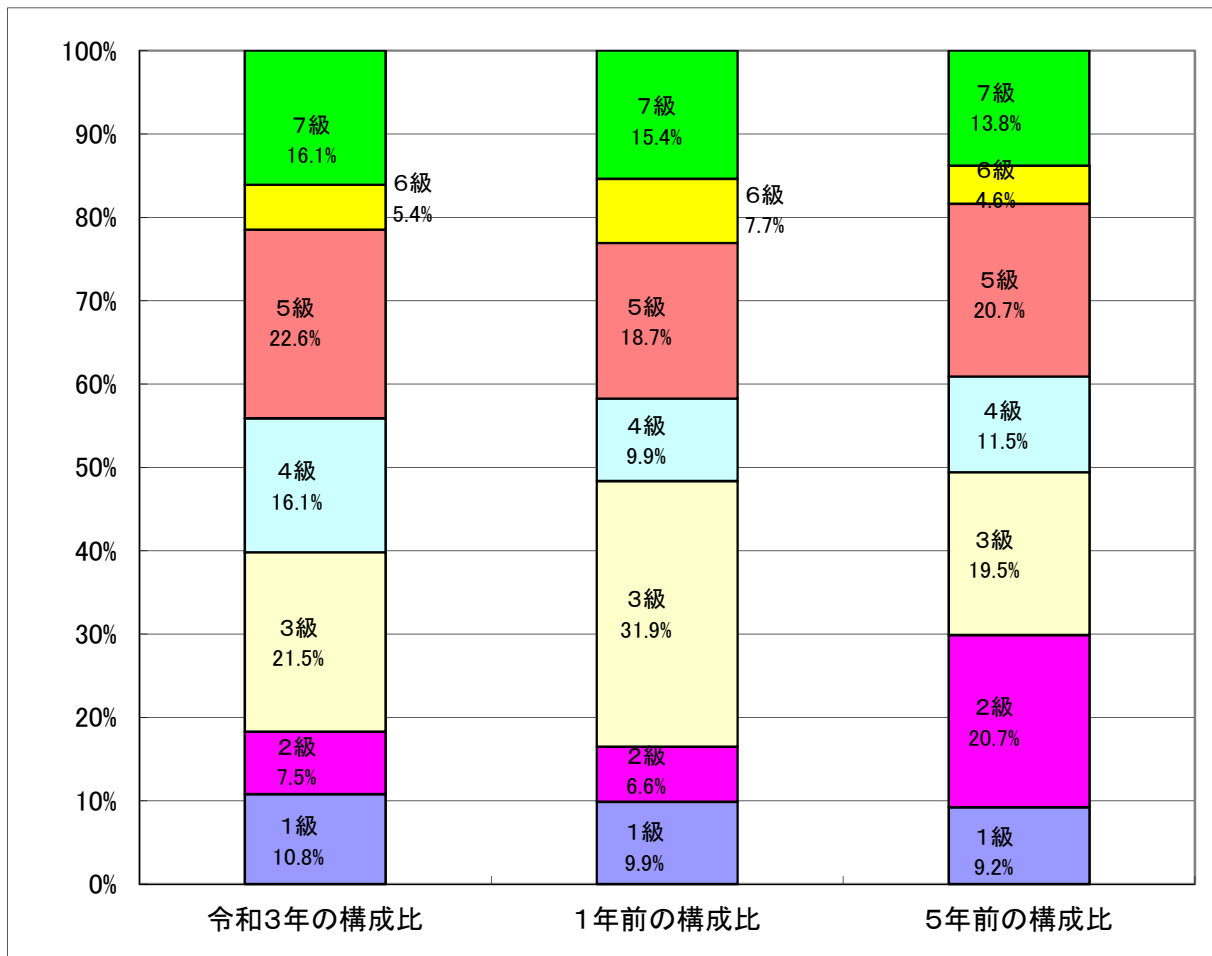
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,600 円	383,517 円	429,800 円	429,900 円
	高校卒	227,800 円	— 円	393,800 円	433,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	344,750 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

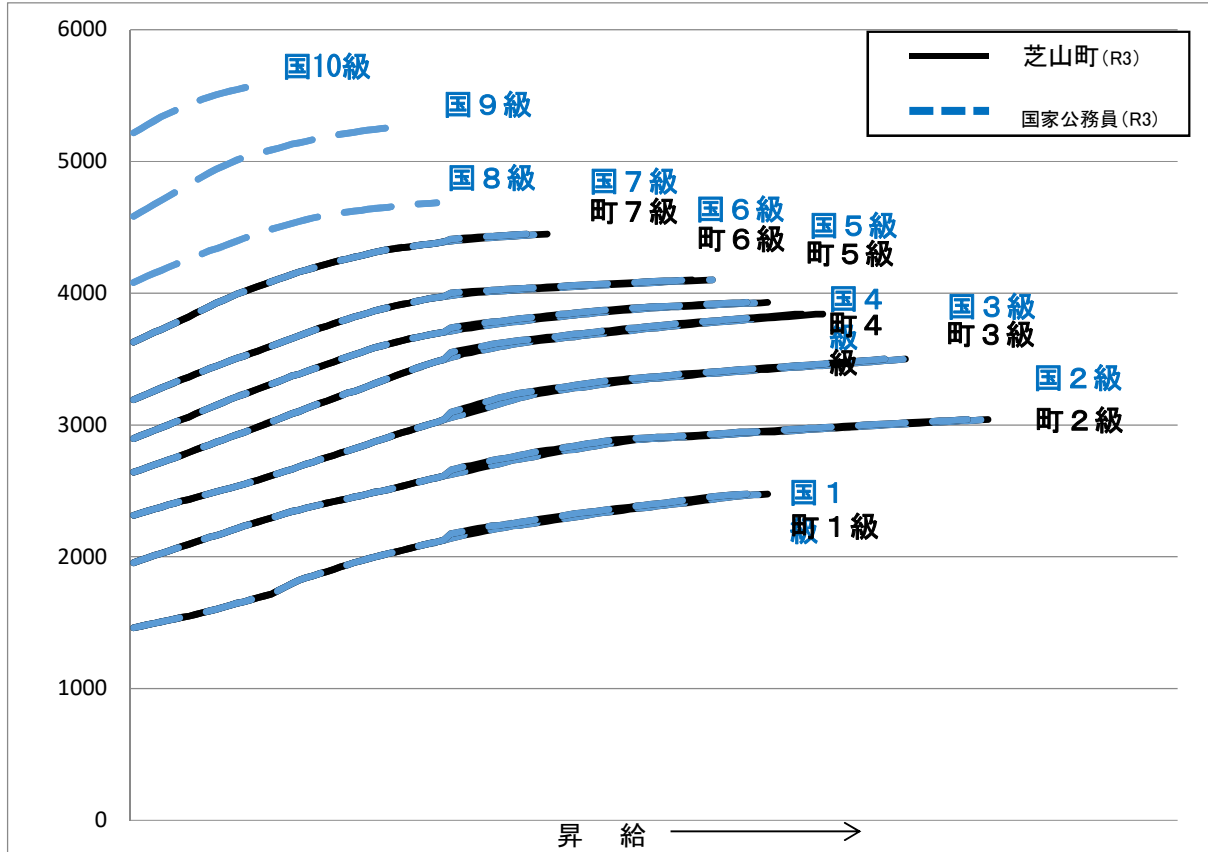
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（R3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事	10人	10.8%	144,100円	247,600円
2級	主事	7人	7.5%	194,000円	304,200円
3級	主任主事	20人	21.5%	230,000円	350,000円
4級	副主査	15人	16.1%	263,000円	385,800円
5級	係長、主査	21人	22.6%	288,900円	393,000円
6級	副主幹	5人	5.4%	319,200円	410,200円
7級	課長、局長、室長、主幹	15人	16.1%	362,900円	444,900円

- (注) 1 芝山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国の給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（芝山町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和4年度		令和4年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

芝山町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(2年度) 1,509 千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,752 千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(芝山町)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (R3年4月1日現在)

芝山町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	835 千円	22,677 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(R3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	3 %	97 人	- %

(4) 特殊勤務手当 (R3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算 医師等を除く)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員・主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対 する支給単価
防疫作業手当	新型コロナウイルス感染症により生じた事態に従事する職員	0千円	日額3,000円 日額4,000円
公害調査等作業手当	土砂の埋立て等規制条例に基づく監視、調査、検査、指導等の作業に従事する職員	0千円	日額480円
用地交渉等手当	土地の取得及び仕様等の交渉の作業に従事する職員	0千円	日額1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	21,505 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	224 千円
支給実績(令和元年度決算)	35,226 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	359 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 10,000円 ・子以外の扶養親族 6,500円 ・16歳から22歳までの子 1人につき 5,000円加算	同じ	—	9,697 千円	206,319 円
住居手当	・借家 〔家賃12,000円超の場合〕家賃 に応じて27,000円を限度に支給	同じ	—	7,603 千円	245,258 円
通勤手当	・電車・バスを利用する場合 全額支給 ・乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円～ 33,100円を支給	異なる	交通機関利用 国→6ヶ月定期代相当額を支給 自動車等利用 使用距離に応じ2,000円～ 31,600円を支給	9,923 千円	88,598 円
管理職手当	職制上の段階、職務の級等に応じて定額を支給 ・課長等(7級)50,000円 ・主幹(7級)35,000円	異なる	俸給の特別調整額(昭和39年人事院規則第9号の17)に定めるところにより、支給(基準が異なる)	7,800 千円	557,143 円
宿日直手当	休日等に来庁者の受付及び庁舎の保全等を行う者に勤務1回につき4,700円を支給	異なる	宿日直手当(昭和39年人事院規則第9号の15)に定めるところにより、支給(基準が異なる)	573 千円	8,682 円

5 特別職の報酬等の状況 (R3年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	749,000 円 (— 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 860,000 円/ 360,500 円	
	副 町 長	614,000 円 (— 円)	700,000 円/ 471,000 円	
報 酬	議 長	279,000 円 (円)	400,000 円/ 230,000 円	
	副 議 長	233,000 円 (円)	314,000 円/ 182,000 円	
	議 員	219,000 円 (円)	290,000 円/ 155,800 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(2年度支給割合) 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(2年度支給割合) 月分		
退 職 手 当	町 長 副 町 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×35/100	(1期の手当額) 12,583,200 円	(支給時期) 任期毎
		給料月額×在職月数×25/100	7,368,000 円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

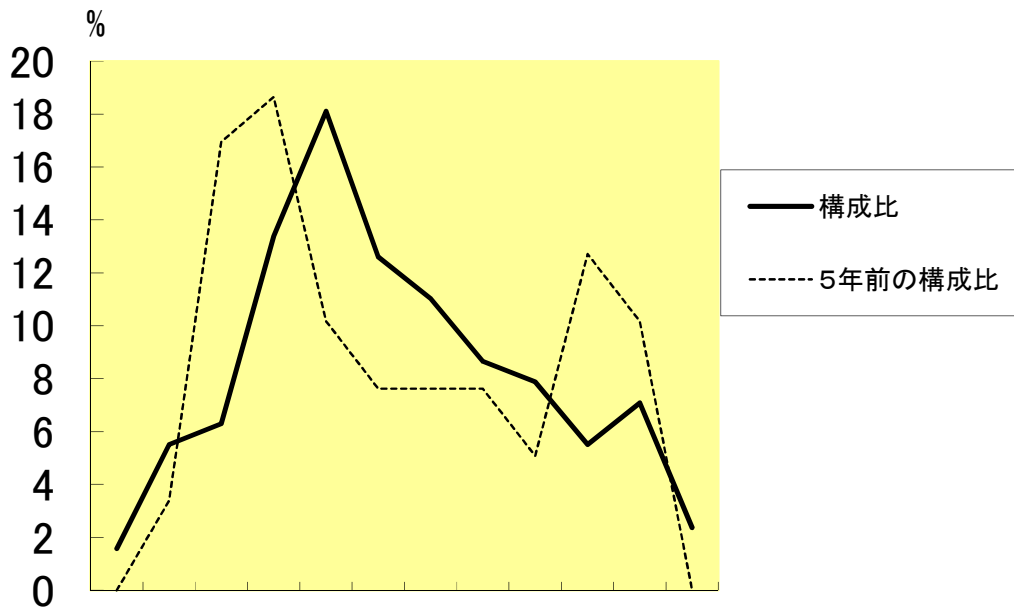
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和2年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	体制整備のため
		総務	34	32	△ 2	
		税務	7	7	0	
		農水	7	7	0	
		商工	2	2	0	
土木		12	13	1		
民生衛生		27	27	0		
	計	98	101	3	<参考> 人口1万当たり職員数 141.93 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 131.28 人)	
	教育部門	12	14	2		
	小 計	110	115	5	<参考> 人口1万当たり職員数 161.61 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 156.84 人)	
公営企業会計等部門	病院(診療所)	0	0	0	体制整備のため	
	下水道	4	3	△ 1		
	国保・介護保険	9	9	0		
	小 計	13	12	△ 1		
合 計		123 [130]	127 [130]	4 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 169.54 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (R3年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	2人	7人	8人	17人	23人	16人	14人	11人	10人	7人	9人	3人	127人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	28年	29年	30年	31年	R2年	R3年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	97	96	100	99	98	101	3 (3.2%)
普通会計	108	107	112	111	110	115	1 (0.9%)
公営企業等会計	10	11	12	12	13	12	2 (18.2%)
総合計	118	118	124	123	123	127	3 (2.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。